

石狩市強靱化計画【概要版】（令和2年度～令和7年度）

強靱化とは、事前防災・減災等の対策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる災害が発生しようとも、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する発想に基づき、継続的に地域を作り上げていくことです。

(1)計画の策定趣旨

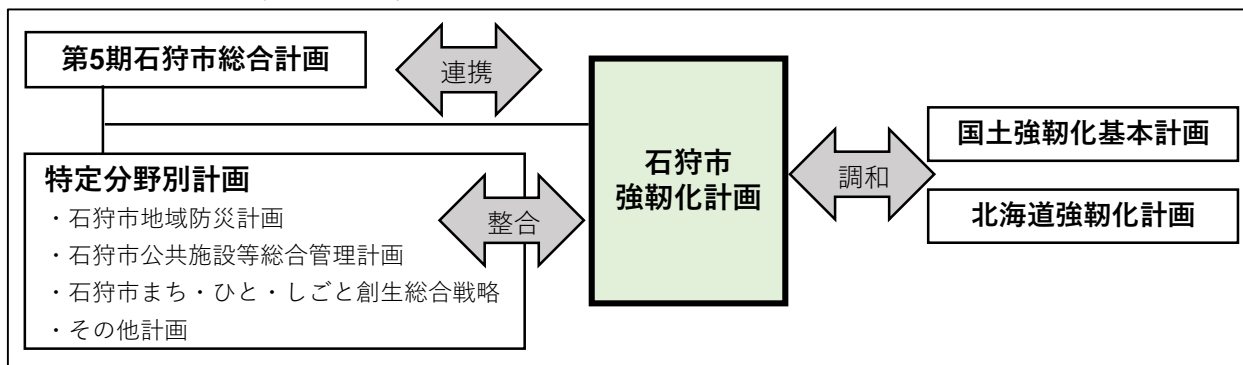
国は、「国土強靱化基本法」に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。それを受けて北海道では、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

本市では、地域の実情に応じた防災体制の整備に取り組んできましたが、本市の自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進し、人口減少や少子高齢化の急速な進行に対応しつつ、市民の生命や安全を守り、災害に強いまちづくりの実現に向けて「石狩市強靱化計画」を策定するものです。

(2)計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、「石狩市総合計画」や他の分野別計画とも連携を図り、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

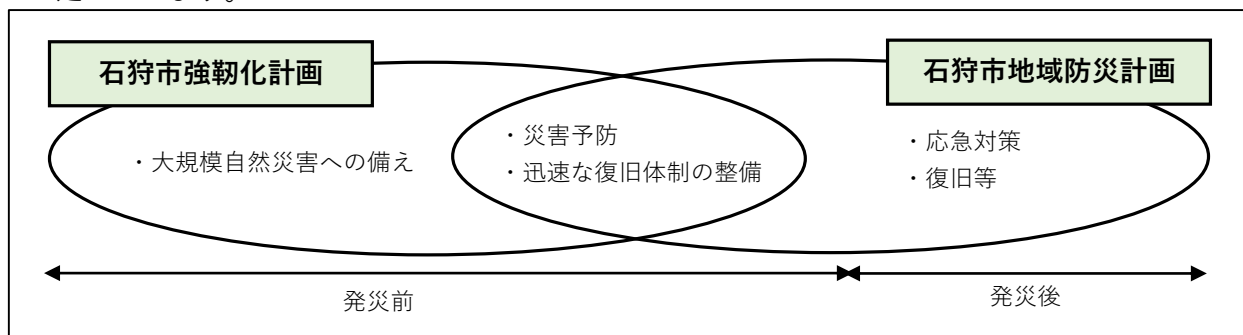


(3)石狩市地域防災計画と石狩市強靱化計画の関係

「石狩市地域防災計画」は災害対策基本法に基づくものであり、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、「石狩市強靱化計画」は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に補完しつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



(4)計画期間

令和2年度から令和7年度までの概ね5年間とします。

(5)石狩市強靱化計画の基本目標

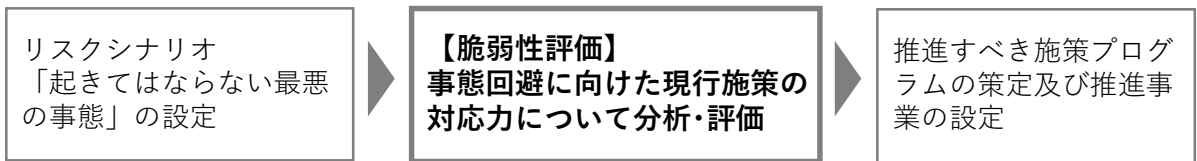
本市の強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、社会経済機能を維持することや、国及び北海道全体の強靱化へ貢献することにあることから、国の基本計画や北海道強靱化計画で掲げられている目標に配慮しつつ、次の3つを基本目標としました。

- (1)大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済機能を守る
- (2)石狩市の強みを活かし、国や北海道の強靱化に貢献するとともに、広域的な連携を推進する
- (3)石狩市の持続的成長や災害に強い地域社会の形成と、迅速な復旧、復興体制の確立を図る

(6)脆弱性評価

脆弱性評価は、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策の取組状況や課題を整理した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することです。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、7つのカテゴリーと21のリスクシナリオを設定しました。

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の大幅な低下
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(7)強靱化のための施策プログラム

施策プログラムは、脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を示すものであり、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

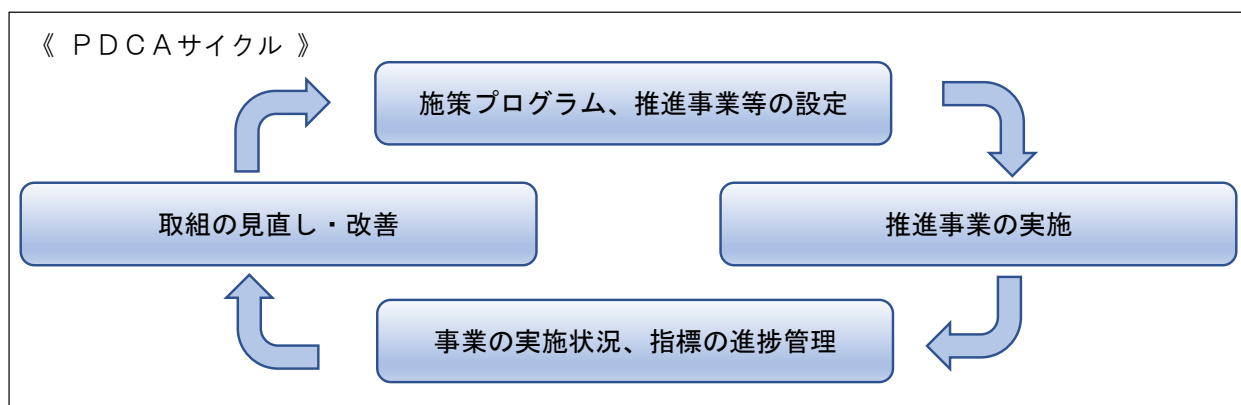
脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせて設定しました。

1 人命の保護	1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生	1-1-1	住宅・建築物等の耐震化	
		1-1-2	建築物等の老朽化対策	
		1-1-3	避難場所等の指定・整備・普及啓発	
		1-1-4	緊急輸送道路等の整備	
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1	警戒避難体制の整備	
		1-2-2	砂防設備等の整備	
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3-1	津波避難体制の整備	
		1-3-2	港湾施設の整備	
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4-1	洪水・内水ハザードマップの作成	
		1-4-2	河川改修等の治水対策	
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5-1	暴風雪時における道路管理体制の強化	
		1-5-2	除雪体制の確保	
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6-1	冬季も含めた帰宅困難者対策	
		1-6-2	積雪寒冷を想定した避難所等の対策	
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7-1	関係機関の情報共有化	
		1-7-2	住民等への情報伝達体制の強化	
		1-7-3	観光客、高齢者等の要配慮者対策	
		1-7-4	地域防災活動、防災教育の推進	
	2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1-1	物資供給等に係る連携体制の整備
			2-1-2	非常用物資の備蓄促進
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞		2-2-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化	
		2-2-2	自衛隊体制の維持・拡充	
		2-2-3	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	
2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の大幅な低下		2-3-1	被災時の医療支援体制の強化	
		2-3-2	災害時における福祉的支援	
		2-3-3	防疫対策	
3 行政機能の確保		3-1 市内外における行政機能の大幅な低下	3-1-1	災害対策本部機能等の強化
			3-1-2	行政の業務継続体制の整備
	3-1-3		応援・受援体制の整備	
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	4-1-1	再生可能エネルギーの導入拡大	
		4-1-2	石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策	
	4-2 食料の安定供給の停滞	4-2-1	食料生産基盤の整備	
		4-2-2	地場産品の販路拡大	
		4-2-3	農産物の備蓄及び流通体制の確保	
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3-1	水道施設等の防災対策	
		4-3-2	下水道施設等の防災対策	
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	4-4-1	交通ネットワークの整備	
		4-4-2	道路施設の防災対策等	

5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	5-1-1	リスク分散を重視した企業立地等の促進
		5-1-2	企業の業務継続体制の強化
		5-1-3	被災企業等への金融支援
	5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下	5-2-1	港湾の機能強化
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	6-1-1	ため池の防災対策
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	6-2-1	森林の整備・保全
		6-2-2	農地・農業水利施設等の保全管理
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1-1	災害廃棄物の処理体制の整備
		7-1-2	地籍調査の実施
		7-1-3	仮設住宅等の迅速な確保
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	7-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携
		7-2-2	人材や技術の応援体制の構築
		7-2-3	地域コミュニティ機能の維持・活性化

(8)計画の推進（PDCAサイクル）

本計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本市の強靱化のスパイラルアップを図ります。



石狩市強靱化計画【概要版】

令和2年11月

石狩市企画経済部企画課

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3161（直通）

FAX 0133-74-5581